

令和7年度 部活動に係る活動方針

八戸市立長者中学校

1 部活動の目的

部活動は、スポーツや文化活動に興味・関心をもつ同好の生徒によって組織され、より高い目標に挑戦する中で、個々の生徒の成就感や達成感を味わわせるとともに、集団としての行動規範、団結力、思いやりの心を育む教育活動の一環として実施するものである。

2 運営方針

部活動の地域移行に伴い、本校部活動・各種クラブチーム・本校部活動と同等な活動をしている習い事のうち、一つの活動に所属する。(令和5～6年度)

●八戸市中学校長会 令和7年1月「部活動の基本方針について」より【抜粋】

学習指導要領においても教育的意義が示されている活動であることから部活動への参加を推奨します。移行期間においては学校部活動を希望する生徒には教職員（部活動指導員含む）が指導します。なお、学校部活動への加入は任意です。学校部活動に所属せず、クラブチームでの活動や習い事等をしている生徒についても、個々の生徒が多様な活動を継続できるよう配慮します。

★スケジュール：

<令和10年度まで>平日：これまでどおり学校ごとの部活動

休日：複数の中学校による「合同部活動」の導入・拡大

<令和11年度以降>平日：これまでどおり学校ごとの部活動

休日：可能な限り「クラブチーム」・「地域クラブ」へ移行

- (1) 「部活動の目的」や「指導方針」、「望ましい休養日」や「活動時間」等について、全教員で確認し、共通実践する。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、連携して運営にあたる。
- (3) 各部活動の活動方針・活動計画・経費等について、保護者に対して事前に説明し、理解・協力を得て活動を進める。
- (4) 生徒の安全を最優先に、定期的に施設・設備・用具等の点検を実施するとともに、大会等の引率時における個々の生徒の掌握、活動時の見守り、活動終了時の確認を徹底する。
- (5) 生徒の休養日及び活動時間等については、「八戸市中学校運動部活動の指針」（平成31年3月 八戸市教育委員会）の内容に準じて設定する。ただし、学校事情等により例外的に実施する場合は、その都度、顧問からの申出を基に校長が判断する。

① 休養日について

ア 週あたり2日以上 of 休養日を設定する。

・ 平日は1日以上、休養日を設定する。

・ 土・日曜日のいずれか1日を休養日とする。（3連休の場合は、いずれか1日を休養日とする）

※ 大会参加や遠征で土・日曜日とも活動した場合は、翌週のできるだけ早い平日に休養日を振り替える。

※ 大会参加や遠征等で土・日曜日とも活動する場合は、顧問はできるだ

け早い段階で校長の承認を受けるとともに、その旨を保護者にも周知し、承諾を得る。

イ 長期休業中の扱いについては、次のとおりとする。

- ・ 学期中（平日1日以上、週末1日以上の休養日）に準じた扱いとする。
- ・ 週の活動時間の合計を16時間未満（大会は除く）とする。
- ・ 「8月13日から8月16日」「12月29日から1月3日」は活動休止とする。

ウ 定期考査週間及び定期考査期間は活動しない。ただし、考査直後に大会を控え、保護者の要請があった場合に限り、校長の承認を受けて1時間程度の活動を行うことができる。その場合は、生徒の体調や学習時間の確保に十分配慮する。

② 活動時間

ア 平日の活動時間は、2時間程度とする。

イ 休業日の活動時間は、3時間程度とする。

ウ 長期休業中の活動時間については、休業日の活動時間に準じて3時間程度とする。ただし、週あたり16時間未満とする。

エ 生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後6時15分、10月から3月は午後17時45分とする。

※ 土・日曜日、祝日及び長期休業中の活動時間帯は、午前8時から午後4時までの間で設定する。

オ 原則として、活動時間の延長は認めない。ただし、運動部については、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の3週間前、吹奏楽部については、吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール・アンサンブルコンテストの3週間前に限って、保護者から要請があった場合、校長の判断により延長を認める。その場合、生徒の退下完了時刻は、4月から9月は午後6時45分、10月から3月は午後6時15分とする。

カ 朝練習は認めない。

③ 練習試合や大会・コンクール等への参加

ア 顧問は年間計画を立てる際は、生徒の学習や生活等への影響、保護者の負担等を十分考慮した上で、参加する大会・コンクールの数、練習試合の実施回数を精査する。

イ 練習試合や大会・コンクールに参加するための生徒の交通手段は、公共交通機関、貸切バス、タクシーもしくは、保護者の自家用車を使用することを原則とし、教員の自家用車に同乗させることは禁止する。

3 指導方針

- (1) 部活動経営・運営にあたっては、生徒による自主的・自発的活動が実現できるよう、生徒個々に目標や課題意識をもたせ、達成感や成就感を味わわせる工夫に努める。
- (2) 活動にあたっては、生徒一人一人の健康に十分配慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、練習内容も過度な負担とならないように努める。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導を実践するとともに、コミュニケーションを大切にした練習環境を構築する。
- (4) 指導にあたっては、肉体的・精神的苦痛を与える行為、及び人格を否定する言動等は禁止する。
- (5) 顧問の要望により外部指導者を活用する場合は、校長の承認を得るとともに「部活動に係る活動方針」の内容に沿って指導が行われるよう、確実に共通理

解を図る。

※ 外部指導として承認された場合は、委嘱状交付及びにスポーツ障害保険加入を確実に行う。

※ 外部指導者が活動指針にそぐわない活動をし、校長が不適任と認めた場合は解任できる。

4 本年度の本校部活動

(1) 運動部

陸上競技、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、卓球、剣道

(2) 文化部

吹奏楽、総合文化

5 顧問が当該部活動を運営する際の留意点

- (1) 活動計画作成にあたっては、所定の様式を用いて、毎月25日を目途に翌月の活動計画を作成し、校長から承認を得る。なお、承認を得た活動計画の原本は、職員室に保管する。また、承認を得た活動計画は保護者にも周知し、理解と協力を得るように努める。
- (2) 実績報告書については、月末に必要な応じて加筆訂正をした上で、校長の決裁を受ける。決裁を受けた実績報告書は保管する。
- (3) 部活動の必要経費を保護者から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金の取扱（会計監査・会計報告を行うこと）に準じて厳正に取り扱う。
- (4) 外部指導者を活用する場合は、「部活動に係る活動方針」の内容を踏まえ、決して勝利至上主義に陥らないよう、連携を密にして指導にあたる。
- (5) 顧問は、生徒の活動に立ち会い、指導または見守りをするを原則とするが、やむを得ず活動に立ち会えない場合は、他の教員に協力を仰ぎ、見守りを依頼する。
- (6) 顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全退下時刻を厳守する。
- (7) 顧問は、生徒が活動する前と事後に健康状態等を確認する。万が一、活動中に事故等が発生した場合は、速やかに校長（教頭）に報告し、指示を仰ぐ。ただし、緊急を要する場合は、速やかに救急処置を行い、医療機関及び保護者に連絡する。
- (8) 校外で活動（大会は勿論のこと、練習試合も含む）する場合は、保護者に「場所」「時間」「緊急の連絡先」が把握できるものを紙媒体で事前に周知する。
- (9) 気象予報に「警報」が予測、発令された場合は、原則活動中止とする。また、「雷注意報」が発令された場合も原則活動を見合わせる。また、「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合は、市立小・中学校一斉休校のため活動中止とする。「熱中症警戒アラート」発表時や「熱中症が予想される」場合は活動の中止や制限をする。

6 文化活動について

文化活動については、文化部活動の特性を踏まえつつ、「部活動に係る活動方針」に沿った取扱いとする。

7 その他

「部活動に係る活動方針」は、国や県・市などの動向を注視し、必要に応じて見直しを図るものとする。